

社会福祉法人藤枝市社会福祉協議会 役員等の報酬等に関する規程

制定 平成 29 年度規程第第 3 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人藤枝市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款第 25 条の規定に基づき、役員等の報酬に関し必要な事項を定めるものとする。

(役員等)

第 2 条 この規程において、役員等とは、理事及び監事をいう。

(報酬等の支給)

第 3 条 役員等には、勤務形態に応じて次のとおり報酬等を支給する。

- (1) 常勤の役員等については、報酬、期末手当・勤勉手当及び地域手当を支給する。なお、地域手当は本会職員給与規程に準ずるものとする。また、職務の責任の度合いに応じた職責加算を期末手当・勤勉手当に適用する。
- (2) 期末手当及び勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下これらの日を「基準日」という。）に在籍する常勤の役員等（基準日前1か月以内に任期満了又は死亡により退職したものを含む。）に支給する。
- (3) 非常勤役員等については、別表1のとおり報酬を支給する。

(常勤役員等の報酬等の算定方法)

第 4 条 常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。ただし、月途中に就任又は退任した場合は日割り計算とし、任期満了又は死亡等により離職した場合は、その月の報酬は全額支給する。

- (1) 報酬については、別表2に定める額
- (2) 職責加算については、別表3に定める割合
- (3) 期末手当については、別表4に定める
- (4) 勤勉手当については、別表5に定める
- (5) 常勤役員等が職務のため出張したときは、別に定める旅費に関する規定に基づき、旅費を支給する。

(報酬等の支給方法)

第 5 条 報酬等（期末手当及び勤勉手当を除く。）の支給時期は、毎月 21 日とする。ただし、その日が休日にあたるときは、その前においてその日に最も近い休日でない日とする。

- 2 期末手当及び勤勉手当は毎年 6月 30 日及び 12 月 10 日に支給する。この場合において、前項ただし書の規定は期末手当及び勤勉手当の支給について準用する。
- 3 報酬等は、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むものとする。

4 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があつたときには、積立金等を控除して支給する。

(公表)

第6条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成29年6月29日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年度規程第9号）

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

別表1 (非常勤役員等の報酬)

役職名	報酬の額
理事及び監事	日額 3,000円

別表2 (常勤役員等の報酬)

役職名	報酬の額
常務理事	月額 316,200円

別表3 (職責加算の割合)

役職名	割合
常務理事	100分の7

別表4 (常勤役員等の期末手当)

期末手当の額は、期末手当基礎額に、100分の68.75を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間における在籍期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、期末手当基礎額は、それぞれの基準日（退職し、又は死亡した者にあっては、その日）における報酬月額及びこれに対する地域手当の月額の合計に、職責加算を乗じて得た額を加算した額とする。

在籍期間	割合
6か月	100分の100
5か月以上6か月未満	100分の 80
3か月以上5か月未満	100分の 60
3か月未満	100分の 30

別表5 (常勤役員等の勤勉手当)

勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に100分の48.75を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間における在籍期間の区分に応じて別表4の右欄に掲げる割合を乗じて得た額の総額とする。この場合において、勤勉手当基礎額は、それぞれの基準日（退職し、又は死亡した者にあっては、その日）における報酬月額及びこれに対する地域手当の月額の合計に、職責加算を乗じて得た額を加算した額とする。